

想 蒼 籬 記 壹 叢

一、西大寺末寺長門国分寺記

下関市教育委員会では、多年長門国府の実態を解明するために発掘調査を実施しており、すでに多大の成果を挙げている。その成果の一端に長門国分寺の連綿たる法灯の流れを基壇や多くの遺品から立証しえたことがまず算えられるであろう。報告書『長門国府—長門国府周辺遺跡発掘調査報告・IV』（昭和五五年刊）がそうした成果の詳細克明な記録である。

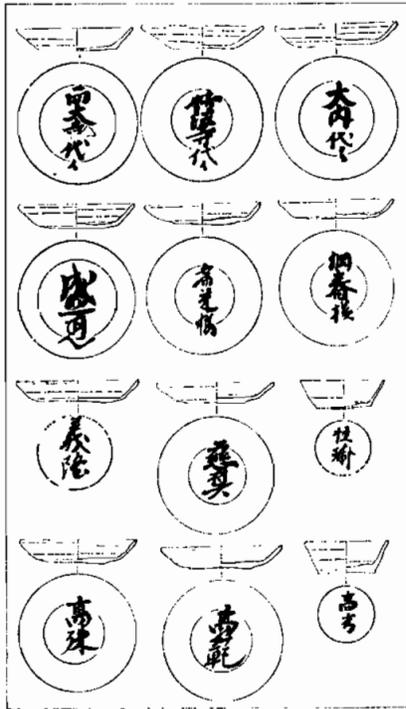
この報告書の中に実に興味ぶかい遺物が見出される。人名を墨書した一五五枚もの埴皿の発見がそれである。こうした人名を墨書した埴皿は、また墨書を見ない埴皿約一〇〇枚と共に、長門国分寺の江戸時代初期の溝の最下層上面に一括して廃棄された状況で発見され注目を惹くに至ったものである。埴皿には大小あり、径一〇センチ前後の浅い皿が多く、径七センチ前後の深い皿が若干まじるが、共にこうした墨書の名が見られるのである。

こうした埴皿を特色づけている墨書された人名を検討すると、光明皇后宮、常栄様、洞春様といった名を除くと、残る全てが僧名と死者追贈の法号戒名であることは直ちに読みとることが出来るであろう。

*水 野 正 好

常栄様が毛利隆元、洞春様が毛利元就であることを知るとこのことは一層明瞭になるであろう。長門国分寺に関連をもつ僧侶、結縁、有縁の者の名が墨書されているのである。一五五枚の埴皿に見えるこうしたゆかりの人名は六三名、別に妙法寺代々、西大寺代々といった有縁寺院の名もあり、その墨書に至る経緯が問われるのである。

六三名の人名と二寺代々の言葉が埴皿に墨書される、その根源は、人名の脇に記された数字から窺い知ることが出来る。一五五枚の人名墨書埴皿の中、実に五二枚にこの数字が見られるのである。数字のみを書くもの、数字の頭に「第」字を冠するもの、数字の脚に「日」字を配するものの三種があり、例えば眞誉と墨書した四枚の埴皿では四、四、四日、四日と記し、清照と墨書した四枚の埴皿では第四、第四、四と記しているように、本来は「第四日」と記すべきものを略して三種の書き様が生まれていることを教えてくれるのである。この「第四日」と記す語句は、直ちに過去帳なり位牌を媒体にして「忌日」を想起させるものである。寺刹では過去帳の忌日のもとに死者を配書し、位牌には死者のもとに忌日を配書する、そうした形で死者の忌日の明示と追善の備えを行うのである。長門国分寺発見の人名墨書埴皿の人名と数字は、長門国分寺において江戸時代初期、埴皿に死者



第 1 図

の戒名、法号、僧号を記し、忌日を筆して追善の供養を行なったことを雄弁に物語る重要な資料となるのである。

長門国分寺をめぐる追善の供養法会遺品、考古学がはじめて手にする重要な資料である。その実態をいまま少し検討することとしよう。一五五枚の人名墨書埴皿に見える人名は六三名、同一の名が多く埴皿に記されているのである。一名一皿例は一名一皿、一名二皿例は二七名五四皿、一名三皿例は八名二四皿、一名四皿例は一名四〇皿一名五皿例は一名五皿、一名六皿例は一名六皿あり、一名一皿例の一六名中二名は判読の如何によつては一名三皿例の各々と同一人となる可能性があり、その場合、一名一皿例が一名一皿、一名三皿例が六名に減じ、一名四皿例が二名四八皿となり、同一戒名を二、四皿という二極に弁別して記す傾向が見られることになるのである。

ところで、こうした傾向と関連して、人名墨書埴皿には先述したとおり、墨書をもたぬ同形同大の埴皿一〇〇枚前後が共存して一括廃棄

されている。同じ供養法会に同時に同様にご利用されたものであることは論を俟たないだけに、一名一皿例、一名二皿例、一名三皿例などに伴い、人名を墨書することなく用いたとして、一名四皿例を標準とし必要皿数を算出すれば一一〇皿、結果、発掘された墨書のない埴皿約一〇〇皿に近似した数値が得られるのである。人名墨書埴皿と補充し合う形で共用を暗示する上、一名に四皿皿を用いるシステムで供養法会される姿が浮かび上るのである。

調査では、一括廃棄された二五〇枚前後の埴皿を発見状況から五一群に群別している。この群別を利用し、同一人の埴皿を検討していくと同群、または隣接群内に見られる埴皿は必ず二皿であり、三皿・四皿と多くの墨書埴皿をもつ人名の場合でも二皿が同群か隣接群、他は遊離してそれぞれ他群に混じり合う。こうした傾向は二皿が常に近接した位置、残る二皿は別位置といった形で用いられるものであることを暗示している。同名墨書埴皿が二・四皿と二極化する傾向が見られるのもこうした用い方に係るものと言えるのである。恐らく追善の供養・法会において仏前の仏供、位牌の献供として用いる、そうした異なる使い分け、異なる配置の場異なる時が見られたものと考えてよい。

戒名を記し忌日を書く、そうした埴皿が死者の追善、供養法会の用として存在したものであることはここに明瞭となった。二日良頭、三日清照、四日清頼、五日自登、六日回義、七日秀恵と続き、二十日妙栄に終る一八(一六)名の忌日の連続は、まさに「過去帳」を彷彿とさせるものと言えよう。長門国分寺における一種の追善法会実修の模様を具体的に語る重要な遺品と見るべきものである。

ところで、このような人名墨書埴皿を凝視すると興味ぶかい視点が拓けて来る。記された人名の語るところがそれである。まずその第一は「大内代々」の語である。この大内代々が長門、周防、安芸、備後

備中、石見、出雲、伯耆、豊前、讃岐に範圍を確保していた大内家の代々を指呼する言葉であることは言うまでもない所、別の埴皿「盛見」・「義隆」の名は大内盛見、大内義隆であり、大内家代々の靈位と共に特別にこうした大内家由縁の檀越が供養されているのである。

この大内家は天文二〇（一五五一）年、義隆が陶晴賢に殺害されて滅び、替って毛利家が登場する。埴皿中の「洞春様」・「常栄様」がそれである。洞春は毛利元就、常栄は毛利隆元を指すが、この兩名のみに尊称「様」を付し毛利家の庇護の許に長門国分寺が息ずき、この法会が毛利家とも深く係り合っていることを示しているのである。長門国分寺を支える政治世界の主家、大内・毛利家が追善法会の重要な一劃を占めているのである。

一方、埴皿の人名中に長門国分寺をとりまく法縁の人名を見ることがもまた可能である。長門国分寺僧「良願」、周防国分寺中興「興尊」、周防国司上人「妙祐」などがそれである。周防、長門両国、地許の常日頃ふかい関係をもつ人々の名であり、その密接な関係が追善にあたり想起され、或は日常常祀されていたこともあり、供養の対象となったのである。

ところで、こうした一群の人名と趣きを異にする人名が見られる。「西大寺代々」に代表される西大寺有縁の人々がそれである。「西大寺代々」が大和平城の西大寺であることは論を俟たない所、埴皿墨書の人名が雄弁に語るところである。「興律大徳」の表現は真言律宗の祖、西大寺開山興正菩薩叡尊を指し、「慈真」は西大寺二代長老信空上人、「性瑜」は叡尊の高弟、西大寺第二阿闍梨位にあった本照上人である。従って「西大寺代々」の表現が南都西大寺の法累に係る者の表現であることが確認されるのである。ところで、西大寺所蔵「西大寺代々長老名」を繙くと一層、西大寺の関係が明確となるのである。

同書には、西大寺第三九代長老高珠和尚、第四二代長老高範和尚、第四四代長老高秀和尚の名を挙げているが、実はこの長老の名こそ埴皿の墨書人名に見られる高珠、高範、高秀に合致するのである。叡尊、慈真、性瑜の三和尚は鎌倉時代の西大寺を彩る高僧であるが、高珠、高範、高秀の三和尚は戦国、桃山時代の交の西大寺を彩る高僧であり西大寺の二つの時期の人々がこの墨書人名にとりあげられていることが知られるのである。西大寺では第六代長老高海和尚以来、二九代高算和尚、三四代高仲和尚、三五代高森和尚、三七代高美和尚、四一代高興和尚と高字冠称の僧名が続出しており、長老位にない僧にも高字冠伝の流れが見られた可能性がよい。埴皿の墨書「高尊」・「高恵」・「高勝」などはいずれもそうした法嗣法累に係る僧名であったと見ることが出来るのである。

西大寺長老代々のうち、鎌倉時代の西大寺の諸和尚の名が長門国分寺発見の埴皿に墨書される理由は何であろうか。このことを説くのは埴皿に見える墨書人名「後醍醐」である。後醍醐天皇は、西大寺長老二代信空和尚に「慈真」和尚の号を勅賜されているように後醍醐帝は西大寺の大きな庇護者であった。しかも、この西大寺長老二代慈真和尚は、時の上皇後宇多上皇の帟依を得、上皇いまだ天皇執政の間諸国国分寺を西大寺の子院となすとの院宣を発し、併せて六六部廻国順礼も西大寺の所轄するところとなるのである。「西大寺末寺帳」を繙くと、越中、加賀、尾張、丹後、因幡、讃岐、伊予、周防国分寺の名と並んで長門国分寺の名が末寺として見え、後宇多天皇の院宣が実効ある動きであったことをよく伝えているのである。「西大寺末寺帳」中の『諸国末寺帳二聖院』には、長門国分寺に注して「昔ハ西室興泉和上御代ニ无宿坊申請ル」といった記事を見るように西大寺、長門国分寺間の本・末寺関係は緊密に続いているのである。想えば、聖徳

「太子」、弘法「大師」、「光明皇后宮」などの墨書も本寺たる西大寺を介して始めて理解できるのである。

西大寺長老代々の内、興律大徳教尊、慈真、性瑜といった興律時—眞言律宗弘布の寺、西大寺の初期を彩る高僧名とは別に、西大寺長老三九代高珠和尚、四二代高範和尚、四四代高秀和尚の名が埴皿の墨書に見えるのは何故であろうか。ここに想起される一僧侶がある。西大寺第四五代長老高久和尚がその人である。「高」字を冠し、高珠、高興、高範、高秀と続く西大寺長老の法嗣に類出する高字を継承して居り、法弟として嗣出する様子が読みとれるのである。この第四五代高久和尚に注して『西大寺代々長老名』は重要な記述をのこしている。

百九
御水尾御宇 第四十五高久和尚 奎玉上人住持十年防長国分寺住
慶長十九甲寅正月八日寂八十八歳

とある記事がそれである。長門国分寺発見埴皿に見える西大寺長老、高珠、高範、高秀和尚の法脈を継承する僧侶として、法弟として実は高久和尚の存在が見られるのである。注目すべき事実は、この西大寺第四五代長老高久和尚の経歴にある。この高久和尚が防長国分寺に住した僧であり西大寺長老として一〇年の間在職したとするのであるが、彼の存在を通じて始めて、この長門国分寺発見人名墨書埴皿の持つ意義が解けるのではないかと考えられるのである。

長門国分寺で実修された法会がこの西大寺長老高久和尚を中心にして展開されたとするならば、まず、長門国分寺僧「良頭」、周防国分寺中興「興尊」などは防長国分寺止住の経緯をもつ高久和尚の当然祀るべき先靈であろうし、また「大内代々」「盛見」「義隆」は長門国分寺の栄耀の日の大檀越であり、大内家をついだ毛利家の「常栄様」「洞春様」もまた長門国分寺の新しき大檀越であり、大檀越家の先亡として共に多年、高久和尚が長門国分寺にあって祀るべき先靈であったとい

えよう。周防国司上人「妙祐」もまた同様、長門国分寺、周防国分寺の庇護者の一人として祀られているのである。

一方、高久和尚が西大寺第四五代長老であることは極めて重要な事実である。西大寺が眞言律宗の本寺として基礎を固めた初期の高僧、「興律大徳」教尊、「慈真」「性瑜」の名は末寺長門国分寺にとって法系の始たる本寺西大寺の祖師群であり、最も敬祀される存在であり、高久和尚にとっても西大寺長老として最も重要、本源的な祀るべき存在であったといえよう。ところが、「高珠」「高範」「高秀」和尚は高久和尚の先達長老であり、高字冠称から見れば師なり法兄と見るべき存在でもあった。加えて「高尊」「高恵」「高勝」といった人物も高久和尚の法兄・法弟と見るべきかと思われ、西大寺長老職に有縁の僧侶群であったと考えられるのである。聖徳「太子」、「光明皇后宮」、「行基」、弘法「大師」などが西大寺、国分寺両者に有縁の人物であることを想うと、その登場する機縁が那邊にあるか、推察は可能となるのである。

防長—周防・長門国分寺僧高久和尚は、慶長八年十二月十三日、八十三才で没した高秀和尚の継嗣長老として慶長九年、四五代長老となり、西大寺に迎えられて一〇年を過し慶長十九年一月八日、八八才で寂している。人名墨書埴皿中に「高秀」和尚の名が見えて居り、こうした埴皿を用いた供養が慶長九年以降十九年までの内にあることを雄弁に物語っている。恐らく、高久和尚が西大寺長老・長門国分寺住持として、西大寺代々、西大寺での法系にある諸僧をはじめ、長門国分寺代々や檀越大内家代々、毛利家二代、或いは「浄祐、妙西」といった檀越夫妻も想わせる地元の信徒をも含めて長門国分寺で供養を行ったのであろう。その場には高久和尚は当然として毛利輝元、元春、隆景といった由縁の檀越や多くの地元の衆庶も姿を見せたに違いないの

である。長門国分寺開山忌なり、長門国分寺に関連する一種の遠忌、或いは高久和尚の西大寺長老継嗣法要といった祭儀がとり行なわれ、そうした祭儀の供養に当りこうした埴皿を用いる法会供養の場が見られたものと考えられるのである。

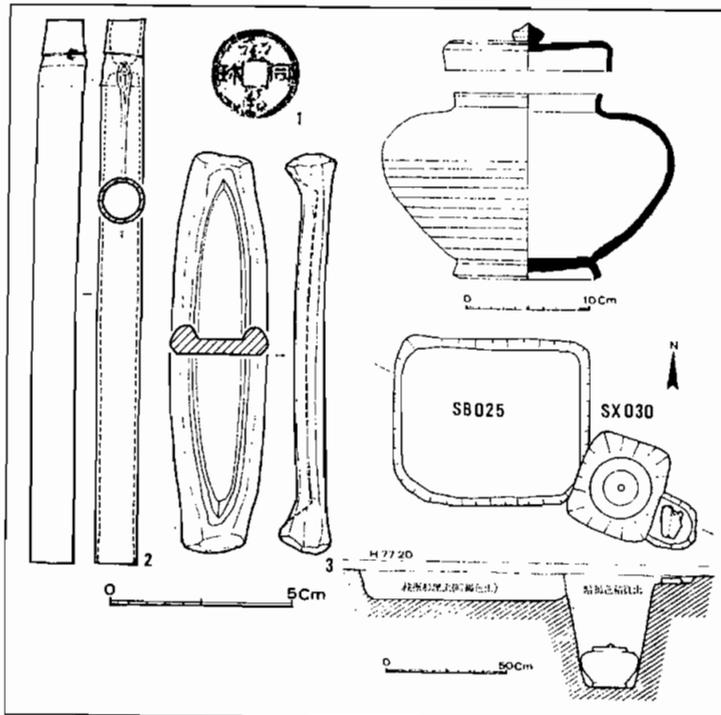
想えば長門国分寺は西大寺第二代長老慈真和尚代、他の国分寺と共にその末寺に組みこまれ、以降連綿として末寺の位置を保持して来たのであるが、慶長十年、長門国分寺僧侶高久和尚が西大寺長老に就くや一層、本寺に最も緊密な関係をもつ寺として長門国分寺が息づくのである。今回発見された二五〇枚にも及ぶ人名墨書埴皿群は、そうした緊密な西大寺末寺長門国分寺と本寺西大寺の関係、立場を物語る極めて重要な「証」となるのである。数多い人名、一名数枚の埴皿、一括投棄の状況からみて、非常に大掛りな法要の実修が浮かび上るのである。「本寺・末寺―えにしの考古学」の成立を告げる貴重な遺跡、遺品としてこれらの埴皿は私達の眼前にあるのである。末寺、長門国分寺の盛儀を介して西大寺の隆昌もまた読みとることができるであろう。遠く離れてはいても西大寺を語る極めて重要な資料ということが出来るのである。

二、平城京右京宅地胞衣壺記

昭和五一年、奈良市の委託を受けて奈良国立文化財研究所は奈良市平松町・五条町にかけて建設される京西中学校用地の事前発掘調査を実施した。この調査は平城宮跡第一〇〇次調査とされる記念すべき調査であった。この地域は、平城京右京五条四坊三坪に該当し、京内宅地の展開がたどれる地である。

調査の結果、西三坊大路や五条条間路、南北小路が検出され、京内の条坊制がこの地のように起伏の激しい地域でも見事に貫徹している

という重要な事実を明確にし、一方、条坊内、坪内に整然と並ぶ諸建物や井戸の発見から宅地用益の実態が鮮やかに辿れることを知りえたのである。こうした重要な成果と並んで、いま一つ、興味ある発見があった。それは和同開珍銭四枚、筆管、墨挺を納めた薬壺形有蓋須恵器の発見である。調査者の言を借りてその実際を記すこととしよう。墨挺は長さ一〇・九寸。一三寸程のカラスミ形の墨である。板状に



第 2 図

練り上げた墨体に舟形を型押しして成形している。使用痕跡は認められず新品の埋納である。筆管は一四・九寸。一端に節を寄せた竹管であり、無節の一端に筆毛を着けたと見え内刺りする。表皮に斑文などなく篠竹の一種かとされている。和同開珍は四枚、新和同に属し、壺内底に四方を点する形で鑄着している。こうした三種の遺品を納置した有蓋葉壺形須恵器は、壺高一五・五寸、口径一二・一寸、蓋は径一二・八寸、高さ三・八寸を測るといふ。葉壺の肩まわりには窯で焼成する際蓋することによって生ずる色変が見られるが、使用の蓋とは径が一致せず別蓋の転用が考えられるといふ。葉壺の時期は平城宮Ⅲ期（七五〇年頃）、蓋はやゝ遡るものと考えられて居り、その用いられた時期が八世紀中葉にあることを暗示している。

ところで、こうした和同開珍、筆管、墨挺を納めた有蓋葉壺形壺の出土状況は極めて特異であり注目を惹くものがある。調査者はこの地右京五条四坊三坪は縦横各二区、計四区の宅地に分割されていると見て居り、その考えに従えば西北区—西北宅地に該当する。この西北宅地の全域が調査された訳ではなく推測を加えねばならないが、略々、西北区を中心やや東寄りに一棟の建物がある。SB〇二五と呼称される建物である。桁行四間、梁行二間の東西棟建物で東妻廂をもつ。西妻廂は調査区外のため不明である。柱間は梁行が南間六尺、北間七尺。桁行は身舎七尺等間、廂の出八尺である。恐らくこの建物の南面には建物はなく庭を形づくっている可能性がよく、東にはなお同列で連なる建物や柵列があり西には西面廂付南北棟建物が視野を限る形で造られている。問題とする中心の建物SB〇二五は、主屋に該当する建物と見るより、別に北、西方により卓越した建物を考えて脇屋と見る方が妥当かと想像されるのである。主題の有蓋葉壺形須恵器は、この建物—SB〇二五と深い関係をもって存在するのである。

東西棟建物—SB〇二五、その南側柱列の中央、五柱の第三柱の柱穴を切りこんで、一辺〇・四尺、平面隅丸方形、下方ほどせばまり円形になる、深さ〇・五尺の穴が設けられているのである。この穴の底部に直接、先の有蓋葉壺形須恵器を正しく据え置き、両者の間には空隙なく、暗褐色の粘質土を均一な状況で用いて埋めている。穴に接して浅い凹みに安山岩割石が一個あり、旧は穴上を覆っていたものかと考えられている。この有蓋葉壺形須恵器を収めた穴は、明確に柱穴の一劃を切つて居り柱穴—立柱後の掘穿であることを示している。SB〇二五建物の南縁中央柱に接し、東廂との関係から見て出入口に当る場であることからすれば、建物とこの埋納穴の間には密接な関連があると思われるべきであろうと考えられるのである。報告書によれば、この穴中の有蓋葉壺形須恵器の在り方について「発見時には蓋が密着し、器内に透明の水が満ちており、なかに墨、筆管、和同開珍が入っていた。また底には泥状の沈澱物があり、微小な骨片と織物（絹）が認められている」と述べられている。先の東西棟建物の用益時が周囲に散布する遺物から平城宮Ⅲ期とされ、本須恵器壺も同期、蓋はやゝ古しとされるだけに建物の息ずいている時期に柱傍に埋納された可能性が大きいのである。

建物の南縁（正面）中央柱にそう形で穿たれた一穴に埋納された有蓋葉壺形須恵器の性格は何処に求められるべきであろうか。内に絹布骨片、沈澱物以外に墨挺・筆管・和同開珍を収めるといった内容が語るものは何であろうか。このことを明快に解く史料がある。

被納袍衣、大納言并左小弁頭隆、奉仕其事、加入瓮中金銀犀角墨筆小刀欵。〔大記〕康和御産部類記

。次入錢五文於白瓷瓶子以文為上用欵次以袍衣入錢上、次新筆一管入袍衣上、次掩瓶蓋、以生氣方土塗塞之。〔玉藥〕承元三年五月廿五日

丁巳条)

。若君御誕生永享六年^寅二月九日……一、納申御胞衣ヲ……白布三尺ニテ裏申、其上ヲ赤色絹ニテ裏申、二、太平ト文字ノ有錢ヲ卅三文ト筆一管ト、墨一丁相副テ壺ニ納申……(『御産所日記』普広院殿様御時之事)

こうした史料の語るところ、きわめて右京五条四坊三坪発見の有蓋葉壺形須恵器の示す内容に近いものがあるということが出来よう。

『大記』には金銀犀角墨筆小刀の類、『玉藥』では錢五文新筆一管、『御産所日記』では錢卅三文筆一管墨一丁といった品々が胞衣の嬰物に副えて容器に収められているのであり、その共通性は直ちに首肯されることである。和同開珍四枚、筆管一管、墨挺一挺はそれぞれ通じ合う所からすれば、絹布は胞衣を包む絹布であろうし、骨片は犀角乃至は刀子の角柄、沈澱物は胞衣自体と見ることが出来るのである。そうした意味では、本壺とその内容を胞衣をめぐる文物、従前、正しい意味では考古学的に立証しがたい慣行かとされて来た胞衣―後産をめぐる世界がここにその姿を顕現することとなるのである。

平城京右京五条四坊三坪発見の有蓋須恵器葉壺とその納入文物―胞衣をめぐる慣行の所産と説いた。こうした納入の手順―式次第も一定の次第が見られたようであり、『玉藥』によれば、白瓷瓶子の底に錢文を上にして五枚の貨錢が配置されるという。恐らく東西南北といった四方と中央に各一枚、計五枚が置かれるのであろう。その上に胞衣(桶)を据え、その上に新筆一管をおいて蓋するといった経過が記されている。平城京右京五条四坊三坪例を以上の記事を踏えて復原するならば、葉壺の底に五枚の和同開珍を配置し、その上に絹布で包まれた胞衣を据え、その上に筆墨各一点を載せたかと考えてよいであろう。四枚の和同開珍は、旧は五枚であり、正しくは東西南北中央を劃す

る形で配され、現在四枚中三枚が錢文を天に、一枚が地向く形をとるが、これには後世の蝕解や移転があったと見、旧は五枚が共に錢文を天に向ける形をとったものと考えるのである。筆管、墨挺が胞衣上に配されたであろうとする根拠も筆管の法量が葉壺の高さも超えるだけに横置きすることで旧状が復原されるからである。いづれにしても『玉藥』の語るところとは規を一にする手順―次第によって本例が埋納されていく過程が辿れるのである。

かように本例を胞衣を蔵した壺と見なすとその位置が改めて注目される。胞衣を蔵する場所については詳細にこれを語る史料は乏しい。『倭訓栞』では『雀行功小児方』に「凡胞衣、宜藏于天徳月徳吉方。深埋緊築。令児長寿」と見えると説く。深く埋めとあるように地に埋むるのが基本であろう。『日次紀事』皇子降誕条に「今多納東方生氣之方吉田山」と注されているように皇子降誕に当り宮の東方、生氣の方に当る吉田山に胞衣を埋蔵するというように聖地を求め、居宅空間を離れた地にその場を定めるケースも見られるが、一般には『婦人養草』にも見えるように「都がたにては地下人の子ども生れて後、是を門の敷居の下などにうずみ、方角をえらび納る事、田舎にては産家の板敷の下へうずみ……されば不浄の氣を求め、狐狸一切の妖獣怪物これらうかがひ産の時障礙をなす。……鬼門金神を撰て、屋敷の内たよりよき所を見たて埋納むべし」といった屋敷内埋蔵のケースが一般であった。古記録に特に胞衣埋蔵の地を断り書きしない理由もこうした屋敷―産所内に埋蔵する慣行が普遍化していたからであろう。本例の場合、東廂付東西棟をこの壺との関連を見るならば東廂と隣する間が産室であり、次の一間が産所の出入口、その出入口の柱許に胞衣を埋蔵したこととなるのである。東西棟の廂を含めた二間が産所―産室と見る場合でも、本来こうした構造の建物がすまい―対屋・寢殿

として機能して居り、その一割をさいて産所・産室に宛てて見えてよいのである。平城京右京五条四坊三坪例の場合は、そうした産所・産室と胞衣を蔵する位置が如実に重さなり合ひ稀有の例と考えられるのである。

ただ、胞衣を蔵する位置は必ずしも地に埋められるのみでなく、産所天井上に配置される場合も時折、史料に見える。先に掲げた『玉藥』でも「次掩瓶蓋、以生氣方土塗塞之」といった一文に続いて「次以行兼令釣乾方」とあり建物―産所乾方の柱なり天井に釣したことを伝えているし、『長秋記』元永二年六月五日条には「被納御胞衣、取入白瓶子、以木塞其口入桶」れ終り、一旦、寢殿狐戸に結び付けたあと、その処置について論議が二分した経緯を伝え、「件胞衣本条可埋地之由所見云々、雖然近來多結付天井等」と記す。地中に埋納するケースが本来であるが近年天井に結び付けるケースが多くなっているとしているのである。この場合、医家、陰陽家は共に地に埋むべしと、光平朝臣は天井に結ぶべしとし、結果、御胞衣は天井に納む可しといった裁決が出されている。かような経緯を見るかぎり平安時代後葉には次第に貴紳の納胞衣慣行は天井へと移るのであろうか。

つぎに、胞衣と関連して二・三の注目すべき事項について記しておきたい。一は胞衣の処置をめぐる丁重な扱いの実態である。『玉藥』は先に掲げた一文の先に「御湯間汲吉方水、御湯の間洗胞衣、……先以清水洗之、以美酒洗之、次以緋縑□□」といった文があり、吉方の湯水、清水、美酒でもって胞衣が洗われる事実を伝えている。こうした経緯は一世紀を経た昭訓門院の産にも見られる。『公衡公記』昭訓門院御産愚記には「御胞衣今日奉洗之、其儀」の一文に註して「女房少輔局無憚之洗之、先以水能々無御血氣之程ニ洗之、次以清酒一度洗之其後聊入酒入桶、置御枕、其所立几帳不令寄人」と記されている。同

記の広義門院御産愚記にはほど同文を掲げるが、血気無き程にこれを洗うに注して、或ひは云う九度云々とあり、九度にまでわたって血気を除くために洗うといった丁重さが読みとれるのである。恐らく、続いて行なわれる御乳付の儀に際し、「次女房奉抱上、以綿繩拭御口中并舌血、次奉含甘草煎、次取朱奉塗御唇、次奉含牛玉」と見える口中や舌の血を綿を指に纏い拭い去ることも関連し、誕生した嬰兒の周囲から「血の穢」を除き去ること、清浄化をはかることが願われているのである。吉方の方の水、清水、美酒で清められた胞衣は、こうした清浄な水の中で血気を失い浄化され、嬰兒の別の一人格として息ずいていくのである。

『御産所日記』には永享六年二月九日誕生した普広院殿―足利義教の胞衣について「一、納申御胞衣ヲ先清水ニテ七度洗テ、後酒ニテ三度、其後酢ニ浸、其後白布三尺ニテ裏申、其上ヲ赤色絹ニテ裏申」とあり依然として丁重な洗浄がはかられていることを伝えているが、こうした胞衣が白布三尺にてつままれ、更に赤色絹に包まれることを記している。『玉藥』にも「次以緋縑□□」の句があるが恐らく裏の二字が不読個所に記されていると見てよく、緋縑につつまむと解して誤りないと考えられる。いずれにせよ、胞衣は浄化された後、白布や赤縑に直接つままれるのであり、別に容器に収めて包みこむ方式をとらぬ場合が多いのである。平城京右京五条四坊三坪例が有蓋須臾器薬壺内に筆管が遺存しながら絹片と沈澱物のみで小木製容器を見ない事実が、前記諸例と同様、白布や赤色絹といった布に包まれる存在であったことも暗示しているのである。白布・赤色絹の二色の裏物の意味も興味深い。死、忌に連なる白色の想ひと、生、動に連なる赤色の想ひを考へるならば白色で包み、その外裏として赤色絹―緋縑を以てする思惟は死より生へ、忌みの聖性から晴れの聖性へ、不浄より清浄へ

の転化を語ると見てよいであろう。裏布のもつ機能を語り得て妙というべきであろう。

想えば、産褥の場は長い期間、種々の禁忌の場となり、産婦その人も長い期間、種々の禁忌につつまれる。『弘仁式』には「触穢忌事」として産忌が死忌と並べて記されている。『小右記』天元五年正月十二日条には「令産男子、其穢引來、仍奉二ケ日飯文」、『中右記』寛治八年五月廿日条に「己時平産逐了、仍以七ケ日籠居」と見えるように出産後も、産婦・産家全体が禁忌触穢中にあることが知られている。

本例を以ってするならばこの産屋―産所にある産婦・産家、全てはこうした忌にかかわっていたこともまた銘記すべきであろうか。一方、皇室や貴紳の場合、『玉葉』承安三年八月十四日条に「六条坊門大宮定能朝臣領也、先年借用座所…借地法、東西南北十歩之中不可憚」とあるように、産穢をさけるために他家も借りるケースも見られるのである。その場合、「借地文」を書いて柱や長押に押し産穢の及ぶ産所の範囲を限定しようとしているのである。平城京右京五条四坊三坪の東西棟が、この坪に居住する官人家に係る産所であるのか、或いは貴人に借請されたの産所であったのかもまた問われねばならないであろうし、借請産所に胞衣を蔵するか否かもまた問われるべきであろう。ただ、胞衣は本人の分身と考えられて居り、それだけに他宅に埋納した場合の種々の障り、不安は大きいだけにこうしたケースは少ないと言えよう。

平城京右京五条四坊三坪の班給宅地に見られた胞衣壺は、一人の優れた官人の誕生に係るものであった。金銀犀角・筆管墨挺を整えた清浄な胞衣は、多くの史料とつき合せ、相互に語らせうすることで奈良朝貴紳の誕生の秘儀を実に詳細に浮かび上らせる重要な一つの資料となつた。筆墨といった律令官人のシンボルが胞衣にそえられ、誕生した新生児の将来を描く文物として与えられている所に官人の夢が垣間見

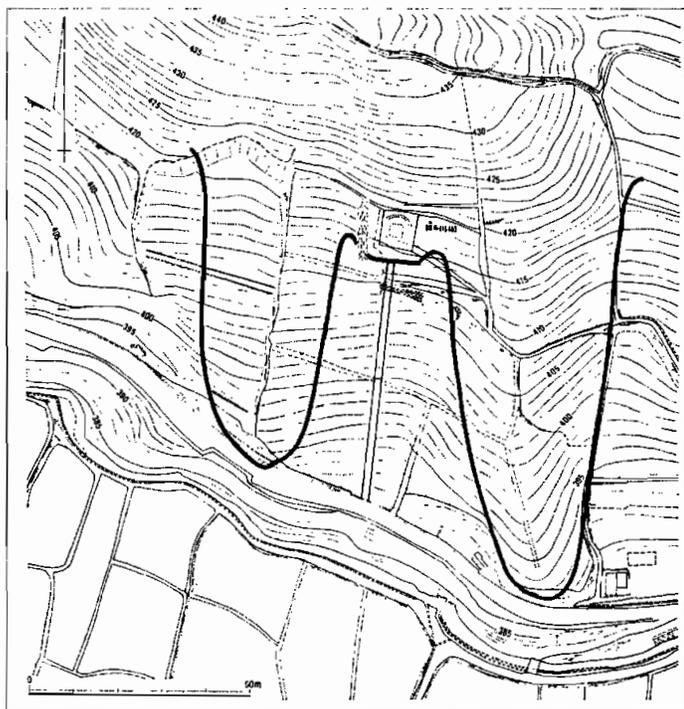
られるのである。こうした慣行の遡源が唐代官人制をめぐる産育に求められるであろうこともまた十分に考えられるところである。長く後世に連なる想いが天平時代に醸成されていることを窺えば本資料は一層その価値を高めるであろう。

三、太朝臣安萬侶卿墳墓叢記

昭和四四年一月、奈良市此瀬の丘陵で太朝臣安萬侶卿の墳墓が発見され大きな話題となつた。直ちに橿原考古学研究所の手で詳細な調査が実施され、奈良朝貴紳の墳墓の実態が極めてダイナミックに、しかも具体的に提示されるに至つた。昭和五六年、奈良県教育委員会より大冊『太安萬侶墓』と題する報告書の刊行があり、その内容や関連する所説が掲載され裨益するところ大きいものがある。ここでは、報告書に記載されなかつた太朝臣安萬侶卿墓の周辺を語ることとしよう。

太朝臣安萬侶卿の墳丘は極めて小規模なものであつた。後背の丘を割って四・五呎の径で劃溝をめぐらし、その内部に高さ約一・二呎の墳丘を築くに過ぎないものである。七世紀後葉に位置づけられる高松塚古墳などに比しても、一層の規矩の縮小が読みとれる墳丘である。一方中央に穿たれていた墓塋は火葬墓に相応しく方形の墓塋であり、木炭を敷き、蔵骨した木櫃を安置し、周囲・上蓋にも木炭を配した丁重な構造をとっており、除濕、浄化の二面に十全の意をはらつている様子が極めて明瞭に窺えるのである。副えられていた墓誌、納められた真珠四顆から見ても、整つた火葬の制に従う上級官人の姿が迎れるであろう。極めて手のこんだ構造、優れて貴い副葬の品を見た時、その墳丘規矩の倭小さは単に薄葬といった制、意識に従う結果に帰すべきものではないといった想いがするのである。

墳丘を小規模にとどめるには、それ相当の理由、根拠があつたと見



第 3 図

るべきである。そうした点から検討する時、墳丘を容れる墓域といった視座が拓けてくると私は考えている。いま、そうした墓域を窺うために太朝臣安萬侶卿墓に立つこととしよう。卿の墳墓は東西に流れる主尾根の南斜面に営まれている。背後に主尾根の東西に走る稜背を負って北を限り、前面は視界の拡りよく、燦々と日当りするすばらしい谷地形の最奥所を占め、見下ろせば細溪が東西に流れる様をも望むことが出来るのである。しかも、墳丘の前面左右は小尾根が一は東南に

一は西南にはり出し、他からの視野を遮り、別天地ともいうべき一つの世界—空間を作り出しているのである。こうした主尾根、枝尾根で北・東・西の三方をかぎり、南に視界を拓く環境—世界は、「墓域」と呼ぶに相応しいものといえることが出来るであろう。

太朝臣安萬侶卿には、「墓域」が班給され、墓域内に墳丘を築く、その故にこそ、小規模であり得たと言いうことが出来るであろう。卿の墓域の特色は、その構造に見られる。東西をかざる枝丘に挟まれ、次第に幅を狭めていく谷の最奥所、最高所に墳丘が営まれている。詳細に検討すると、谷の最奥所はむしろ、やや高味がはりだした感があり、墳丘の造営に当り、谷の最奥部を平坦に整地し、その整地面を利用して造墓しているかの観があるのである。こうした在り方を私たち人間—臥せた人間に見立てるならば、東西を限る二枝丘は両脚であり、谷地形の最奥所は両脚の付け根である。陰陽を問う空間であると言つてよい。墳丘は谷奥—「陰」を場として築き出され、それ自体地上に顕然と現れただけに「陽」を体現するものとして息づいているのである。陰の地に墓壙を穿ち蔵骨し、墳丘を築いて陽に転じていると説いてもよいであろう。陰陽の転化こそ墳丘の機能であり、陰地の転換—陽地化のシンボルこそ墳丘のもつ意味であったと考えるのである。葬自体、元来は陰なる世界の行為であるが、築墓することにより葬は陽に転じ吉事となるのである。

こうした墳墓の占地は、風水の思惟に基くものと説くべきである。太朝臣安萬侶卿の墳墓は風水の思惟に基いてその位置が決められているのである。三方に高所を負い南面を拓く在り方は、まさに風水の思惟の重要な一劃である。太朝臣安萬侶卿の生きた時代の都、藤原京も平城京もともに同様な思惟の上になつて造営されている。南面する藤原京が耳成山を北に、東に香久山、西に畝傍山を配する形、平城宮も

北に佐保丘陵、東に東山丘陵、西に西山丘陵を具える形をとり、共に帝都三山鎮として重要な風水環境の中に営なまれているのである。宮都と墳墓の相違こそあれ、共に等しく一つの基盤たる思惟が流れているのである。平城宮にあった聖武天皇は宮の北城、まさに眼前に宮を見、奥、左右に三丘陵を配して永遠の眠りについているし、光仁天皇も、その陵墓を太朝臣安萬侶卿墓の東北方、田原東陵として築かれているが、その墓域は三方山丘で囲まれた内なる世界、そこに見られる小丘を占めて造墓されているのである。風水の思惟に意を配した造墓の一とみてよいであろう。

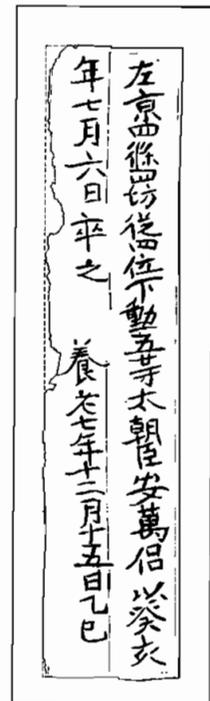
光仁天皇陵は「田原東陵」と呼ぶ。諸陵寮式によれば「兆域東西八町、南北九町、守戸五畑」とされている。墓域―兆域を与えられる官人として太朝臣安萬侶卿は存在したに違いないのである。風水の理にかなない、広く、眺望の達する適地を与えられることが彼を含め官人達の願いであつと考えられるのである。卿の兆域―墓域は「氏墓」の一劃を割いて設定されたものでなく、卓越した官人として、一人、その人となり、その名を伝来するために朝廷が賜与した墓域であつたと見るべきである。卿同様、積功の勞がねぎらわれ隣接する左右の地を「墓域」として賜与された貴紳の存在もまた推察されるところであろう。南面の小溪に沿う道から岐れて谷を登る、そうした墓道を登りつめて墳丘に至る、左右や正面には松籟が美しく手入れされ森蔽の趣きをかもし出す、そうした静寂な墓域が太朝臣安萬侶卿にも与えられていたのである。

墓域は卿に与えられたものである。この墓域から同期の蔵骨器などの発見が将来あればそれは卿の妻なり子息の遺骨となるであろう。発見される位置を勘考することで、その詳細が定められると私かに私は考えている。隣接する墓域の被葬者像が把握されることと併せて期す

るところである。

太朝臣安萬侶卿墓とこの墳墓が確定できた根拠は「銅版墓誌」の発見にある。発見者竹西英夫氏の手による発見である。同氏の言によれば木炭で囲まれた南北七八呎、東西三六〇三八呎、高さ三〇呎前後の長方形の空間の底に、墓誌銘板は俯向けて置かれており、その上に骨灰が山積していたとされる。墓誌銘板の裏面には木材が付着して居り後日、慎重な検討を経て分離されたが、報告書では木櫃の痕跡、木櫃の底外面が墓誌板に接面していたことを示すものと理解されている。報告書では、木櫃は長さ六五〇六六呎、幅三六〇三八呎、高さ三七〇三八呎の外形をもつものであり、墓域の墳底に木炭を敷き、やゝ北寄り中央に墓誌銘板を俯せて置き、その上に木櫃を据え、周囲に木炭をつめ、時には粘土を入れ、蓋上にも木炭を覆う形で埋めたものと復原されている。木櫃内全体に火葬骨が配される形をとらず、墓誌銘板の付近から南よりに骨灰が山積みされており、木櫃を外容器とし、骨灰を収めた内容物が存在したのではないかと推測されている。木櫃は墓誌銘板に接着して残存する材に端面が見られるところから組合式の制に基くものとされている。

太朝臣安萬侶卿の墳墓はこうした極めて丁寧な墓制に従っている。木櫃が墓誌銘板接着部分以外は腐朽し尽して居るだけに、具体的に「櫃」を構成するものであったか否かも詳細な検討が必要であろう。



第4図

空間の底面に敷かれた木炭材は比較的小材であり、四壁、天井に配置された木炭材が規矩の大きい材であることも注目される所である。四壁に板材を当て、天井にも板を配するとしても、底面に板材をおかないといったケースも考えられるからである。底石を敷く組合式石棺と地床のままの組合式石棺の二種が認められるように本空間にも「櫃」とは異なる「棺」構造が想定可能であろう。そうした場合、墓誌銘板に接着している木材は、墓誌を収める「木箱」の身ということになるかも知れないのである。墓誌を収める銅製墓誌函例は、すでに文忌寸彌麻呂墓の実例が存在する。この墓誌函は丈高い箱形であるが、薄い墓誌に相応しい薄い箱形を考へることも可能であろう。蓋を除き墓誌銘板を収めたまま、棺中に俯せて置く、蓋は横に配するなり、持ち帰るといったケースも考えられるであろう。材が二材からなると説かれる点は「函」を考へる上で不利であるが一説としての検討は必要である。

ところで、墓誌銘板が俯向いて配置されていたことについては、発見者竹中英二氏の説明があり、第一次発見者の信憑性ある発言だけに注目される。墓誌銘板のこうした所見に対して想起される史料が重要な所見といえるであろう。こうした所見に対して想起される史料がある。『兵範記』仁安二年七月二七日の記事がそれである。撰政藤原基実の遺骨を西林寺塔中から木幡山に運び改め葬る際の記事であり、

次奉殯山中、先穿穴、知足院入道西方去三丈許、頗寄此方、彈正忠頼継、前主殿允知広役之、次奉殯穴底、乍革袋うつふしに、次埋土、其上立五輪石塔、又構針貫、其辺立六萬本小卒塔婆、被書法華經六部也

とあるのがそれである。この記事には直接墓誌銘板についての記事は見えないが、「乍革袋うつふしに奉埋也、故実也」という注目すべき文言が見られるのである。基実の遺骨は瓶に納められ生絹に包み、信基が頸に懸けて木幡山へ運んでいる所からすれば、この包みを革袋

に収め埋めていくのであろうが、いずれにせよ「うつふし」の形をとっているのである。太朝臣安萬侶卿墓の場合、灰が骨上を覆う状況であったという。こうした特異な状況が起る背景にも逆位―ふして内容器をおくといった事態が想定されるかも知れないのである。現実に逆位の蔵骨器例は数多く指摘される場所である。こうした逆位の思惟が基実の場合も働き、それが「故実による」と説明されているのである。故実とは何かが問われねばならないが、それ以上に『兵範記』は語らない。しかし、太朝臣安萬侶卿の遺骨も内容器とも逆位でおかれた可能性があり、墓誌銘板も逆位―うつふせであったと説かれるだけに共に「故実」に依拠しての扱いであると考えてよいであろう。

では、この「故実」とは何であらうか。この場合、関連する資料に先項の胸衣埋納の諸例が挙げられる。平城京右京五条四坊三坪発見の胸衣壺中には、墨挺・筆管と共に五枚の和同開珍銭があり、他に和歌山県岡田遺跡の胸衣皿にも和同開珍銭五枚、香川県稲木遺跡の胸衣壺かと考えられる例に永和昌宝五枚を取めた事例があり、これらの貨幣が全て銭文を上に向けているという興味ある在り方を示している。こうした銭文を上にして用いることは胸衣埋納の基本であったと見え『玉薬』に「次入銭五文於白瓷瓶以文為上用欵」とある。想えば、人の誕生に当っては銭文を上にしその上に丁重に洗い浄められた胸衣が載せられるのであり、人の死に当っては墓誌を俯せ蔵骨の器もその上に俯して置く、といった二つの世界、生と死、表と裏といった対構造が働いていると説いてよいであろう。誕生が開、死が閉、誕生が陽ならば死は陰といった相対する思惟が中国から齎らされていたのであろう。俯せて置く墓誌銘板、灰骨はそうした陰、閉に通ずる思惟・故実にもとずいての行為であったといえるのである。

太朝臣安萬侶卿墓で注目を惹いた資料に四顆の真珠がある。徹底し

た調査で確認された品であり数であるだけに重要である。四顆は共に釋火して居らず、埋葬時の納入品と見てよいものである。私には四顆の真珠と重さねて想い起される資料がある。「東大寺大仏殿鎮壇具」の名称で国宝に指定されている一群の優品がそれである。東大寺盧舎那仏の膝脚下―台座中から発見されたものであり、一点の歯牙と鏡、太刀、玉類に混じり水晶小箱に収められた四顆の真珠が存在するのである。奥村秀雄氏は、この一群の資料を鎮壇具とする従来の所見を検討し、歯牙は聖武天皇の遺齒、光明子が天皇一周忌に大仏殿の落成を果すべく工も急がせる一方、三宝の奴とまで自称した天皇の遺骨と最愛の遺品を盧舎那仏の足下に埋めたものと説かれている。信じるに足る興味ぶかい所見である。こうした所見と相俟って聖武天皇追慕の想いもあって造立された法華寺金堂薬師如来立像の下からも鏡、劍、玉と並んで「あこやのたま」が見出された趣きが『法華滅罪寺縁起』に詳細に記されているのである。光明皇后、有縁の場に真珠の世界が息づくのである。

四顆の真珠、その数にも意味があると見るべきであろう。東大寺盧舎那仏の膝下の遺品中の真珠も四顆が水晶製小函に収められてあったように、太朝臣安萬侶卿の墳墓の奥深くに納置されていた真珠も四顆であった。坂詰秀一氏は舎人親王の死に当り東市で瑠璃玉四顆を求めたという史料を挙げられているが、貴紳の葬にあたっては「四顆」の玉は重要な意味をもっていたに違いないのである。想えば盧舎那仏膝下の遺品が光明皇后の夫君聖武追慕の想ひに出ずる品であり、天皇遺愛の品々に故実に従う品をそえて納めたものと見られる。それだけに品々の一は聖武陵に、一部は盧舎那仏膝下に、一部は東大寺正倉院に、一部は法華寺本尊下に、というように分置納置される場合が推察されるのである。四顆は四極四方、四隔といったイメージに重さねられた

り普通の「死」と重なるイメージが与えられての「四」顆であろう。太朝臣安萬侶卿墓の真珠四顆は、徑三、四・三、五、五・五^{（一）}というように粒顆の法量をたがえて居り、それだけに、例えば「四果」の預流果、一來果、不遺果、極果といった各果に対応するといった在り方に近い発想があった見ることも出来よう。いずれにせよ、四顆の真珠は竹西英二氏が採集されたものである。同氏の慎重な対応からすれば、この四顆は接近した位置に集中していたと見なければならぬ。藏骨した内容器中に収められていたか、別に袋なり小函に収められていたのか、その詳細は不明であるが後者の事例が考え易いことは言うまでもないところであろう。藏骨内容器のかたはらに副えた真珠の小箱も想い描くことも可能であると私は思うのである。恐らくは太朝臣安萬侶卿の妻や子女の敬慕と愛惜の想いの中で、その遺骨の傍らにそえおかれた故実に基づく品であると考えられるのである。聖武帝に光明子があるように、太朝臣安萬侶卿にもそうした子女の想いがあることを伝える重要な、優れた品であり、死―還魂の想ひ、絆のきれることを指し示す存在であったと理解するのである。太朝臣安萬侶卿墓は、極めて簡潔な、一見薄葬の極にあるかの如くに見えるものの、その実極めて整然たる墓域―兆域が与えられ、故実に則った埋葬、墓誌、真珠の納置といった一面を垣間見せ、強くまじなひ―故実の世界を漂わせた墳墓であると言えるのである。

Archaeology of Yamato (1)

MIZUNO

Summary

The following three topics on Yamato are described in this paper.

1. Saidaiji and Nagato-kokubunji temple: Many dishes, on each of which human name was written, were excavated at the Nagato-kokubunji. By examining them, the author explains that formerly a priest of the kokubunji named Kokyū used them at the memorial service for the persons concerned the temple, after he got the superior state of the Saidaiji.
2. The urn keeping a placenta found at the ruins of Heijō capital: An urn, containing coins, a writing brush, an ink and a robe, was excavated near a post hole at 3 rd 'tsubo', 4 th ward of 5 the avenue, Western section in the capital. According to the written sources of Gyokuzui and other references, the religious manner of placenta in Nara period can be constructed.
3. Ōno Yasumaro's grave: The author reconstructs the funeral manners and customs with characteristic of Taoism in Nara period by observing the grave structure and a bronze funerary plaque and four perls contained in the coffin.